

## 北九州市労働者等からの公益通報に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する行政機関（以下「行政機関」という。）として労働者等からの公益通報を迅速かつ適切に処理するために必要な事項を定めることにより、法の円滑な運用を図るとともに、公益通報をした労働者等の保護を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 労働者等 法第2条第1項各号に掲げる者をいう。
- (2) 公益通報 法第2条第1項に規定する公益通報をいう。
- (3) 通報対象事実 法第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。
- (4) 担当課 通報対象事実について別表の左欄に掲げる法律の規定に基づく処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）又は勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）をする権限に関する事務（以下「処分等の事務」という。）を分掌する課（これに相当する組織を含む。）として同表の右欄に定めるものをいう。

### (担当課の役割)

第3条 担当課は、その分掌する処分等の事務に関する公益通報についての窓口（以下「通報窓口」という。）となるものとする。

2 担当課の職員は、労働者等から当該課が分掌する処分等の事務に係る公益通報に関する相談があったときは、その者に対して助言その他の必要な対応を行うものとする。

### (人事課の役割)

第4条 総務局人事部人事課（以下「人事課」という。）の職員は、労働者等から公益通報に関する相談又は問合せがあったときは、その者に対して助言そ

の他の必要な対応を行うものとする。

- 2 人事課は、公益通報をした労働者等（以下「公益通報者」という。）の氏名等の秘密の保持を徹底させるものとする。

（通報の受付）

第5条 担当課の職員は、労働者等からの通報が公益通報に該当するときは当該労働者等に公益通報を受け付けた旨を通知し、公益通報に該当しないときは当該労働者等に公益通報として受け付けない旨及びその理由を通知するものとする。

（教示）

第6条 公益通報が処分等の事務を分掌しない課に対してされたときは、当該課の職員は、当該公益通報者に対し、遅滞なく担当課又は当該公益通報に係る通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関を教示するものとする。

- 2 人事課の職員は、労働者等からの通報窓口の問合せに対して、通報窓口を教示するものとする。

（調査）

第7条 担当課の職員は、公益通報を受け付けた場合は、遅滞なく、当該公益通報の内容が事実であるかについて必要な調査を行うものとする。

- 2 前項の調査は、公益通報者の秘密を守るため、公益通報者が特定されないよう十分配慮して行うものとする。
- 3 担当課の職員は、利害関係人の営業秘密、信用及び名誉等に配慮の上、公益通報者に第1項の調査の結果を通知するものとする。

（調査後の措置）

第8条 担当課の職員は、前条の規定による調査の結果、必要があると認められる場合は、法令に基づく措置その他適当な措置を講じるものとする。

- 2 担当課の職員は、利害関係人の営業秘密、信用及び名誉等に配慮の上、前項の規定により講じた措置の内容を公益通報者に遅滞なく通知するものとする。
- 3 担当課の職員は、前条の規定による調査の結果及び第1項の規定により講

じた措置の内容を人事課に報告するものとする。

(運用上の注意)

第9条 担当課の職員は、この要綱の運用に当たっては、公益通報者その他の関係者の人権が不当に侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。

2 担当課の職員は、通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が複数ある場合には、当該行政機関と連携して調査を行い、又は必要な措置を講じるなど、相互に連絡し協力するように努めるものとする。

3 担当課の職員自らが、公益通報に係る通報対象事実に関係していることが判明したときは、当該職員を当該公益通報の処理に関与させてはならない。

(公表)

第10条 公益通報の件数及び主な内容については、毎年度公表するものとする。

2 前項の規定による公表に当たっては、利害関係人の営業秘密、信用及び名誉等に配慮しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、公益通報の処理に関し必要な事項は、総務局長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年1月31日から施行し、同日以後にされた公益通報について適用する。

付 則 (平成28年4月1日北九総人人第130号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後にされた公益通報について適用する。

付 則 (令和4年7月8日北九総人人第701号)

この要綱は、令和4年7月8日から施行し、同日以降にされた公益通報について適用する。